

新たな「さがみはら産業集積促進方策」に係る主な変更点(現行制度との対比)

STEP 50(現行制度)

企業立地等に対する奨励措置

○適用対象地域

- ・工業専用地域、工業地域、準工業地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域、特別工業地区、その他企業立地等の促進が必要と認める地域

○対象企業及び最低投資額

- ・市内企業(1億円)
- ・市外企業(3億円)

○奨励金の対象及び金額

- ・新規立地、工場新設、工場増設、工場移転、貸し工場建設
- ・投資額(土地・建物・償却資産)の10%、5億円限度
※3年間分割交付

不均一課税

○対象及び内容

- ・新規立地、工場新設
- ・新規投資(土地・家屋・償却資産)に係る固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減

雇用奨励金

- ・新たに市内在住者を6人以上常用雇用した場合
1~30人目 1人につき30万円
31~70人目 1人につき60万円

特別融資制度

- ・設備投資額5,000万円以上、利子補給1.0%

新STEP50(新制度)

企業立地等に対する奨励措置

○適用対象地域

- ・新たな都市づくりの拠点(金原地区、川尻大島界地区、当麻地区、麻溝台・新磯野地区)
- ・工業系地区計画区域(田名清水原赤坂地区)
- ・工業系用途地域(工専、工業、準工のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域、特工)

○対象企業及び最低投資額(大企業10億円、中小企業1億円)

- ・新たな都市づくりの拠点に立地する企業(全企業)
- ・市内で30年以上操業している企業
- ・工業系地区計画内で操業し、同エリア内に立地する企業

○奨励金の対象及び金額

- ・新たな都市づくりの拠点への立地 土地取得費の10% 10億円限度
- ・30年以上立地企業の立地 建物建築費の10% 3億円限度
- ・工業系地区計画内への立地 建物建築費の10% 3億円限度
※5年間分割交付

不均一課税

○対象及び内容

- ・新設、既存事業所活用、増設
- ・新規投資(新設は土地・家屋、既存事業所活用は土地、増設は家屋)に係る固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減

雇用奨励金

- ・新たに従業員を雇用した場合(大企業は6人以上)
1人あたり30万円(100人まで)

特別融資制度

- ・設備投資額3,000万円超、利子補給1.2%(工業系地区計画内で新増設する場合(同エリア内に立地している企業) 利子補給1.5%)

「相模原市産業集積促進条例の改正(案)の概要」に対する主な意見と市の考え方

条例(案)の考え方について<2件>

素案に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
<p>今後、市内にインターチェンジや周辺道路が整備されると交通利便性が高まり、準工業地域において、戸建住宅や集合住宅の建設が促進され、立地企業の操業環境の悪化が懸念される。</p> <p>製造業者にとって、安定した操業環境は生命線であり、新たな制度においても是非、工業用地の保全策、とりわけ工業系地区計画の導入支援の継続をお願いしたい。</p>	1	<p>将来にわたり、市内工業集積地での安定した操業環境を確保するため、改正条例におきましても、工業用地の保全策を継続していく考えでございます。</p>
<p>今回の改正案は、諸般の経済状況を鑑みれば、「後退なき微修正、前進」として受け止めている。</p>	1	<p>引き続き、より強固な産業集積基盤の形成を図るため、改正条例では、「選択と集中」という視点をもって、「新たな都市づくりの拠点」への企業立地の促進などに取組むものでございます。</p>